

# **第3編 後期基本計画**

# 第1章 自然と調和した快適で安心な環境づくり

## ■ 第1節 自然環境の保全と緑化

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 1   | 自然環境の整備    | 26 |
| (1) | 山林の整備      |    |
| (2) | 河川環境の保全と活用 |    |
| (3) | 海岸環境の保全と整備 |    |
| 2   | 緑化の推進      | 27 |
| (1) | 生活環境の緑化    |    |
| (2) | 公共施設等の緑化   |    |
| (3) | 緑化意識の啓発    |    |

## ■ 第2節 住環境の整備

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 1   | 住宅の供給      | 28 |
| (1) | 公営住宅の整備    |    |
| (2) | 住宅取得の支援    |    |
| (3) | 耐震対策の支援    |    |
| 2   | 都市公園の整備    | 29 |
| (1) | 住区基幹公園の整備  |    |
| (2) | 都市基幹公園等の整備 |    |
| 3   | 上水道施設の整備   | 30 |
| (1) | 上水の安定供給    |    |
| (2) | 上水の水質改善    |    |
| 4   | 下水道施設の整備   | 31 |
| (1) | 下水道事業の推進   |    |
| (2) | 前処理場の維持管理  |    |
| (3) | 地方公営企業法の適用 |    |

## ■ 第3節 安全・安心なまちづくり

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 1   | 防災体制の確立   | 32 |
| (1) | 情報伝達体制の充実 |    |
| (2) | 避難対策の充実   |    |
| (3) | 自主防災組織の育成 |    |
| (4) | 広域連携体制の充実 |    |
| (5) | 危機管理体制の整備 |    |

# 第1章 自然と調和した快適で安心な環境づくり

|                    |    |
|--------------------|----|
| 2 消防・救急・救助体制の充実    | 34 |
| (1) 常備消防力の強化       |    |
| (2) 救急・救助業務の充実     |    |
| (3) 非常備消防力の強化      |    |
| (4) 消防施設の整備        |    |
| (5) 火災予防の推進        |    |
| (6) 消防事務の広域化       |    |
| 3 交通安全対策の推進        | 36 |
| (1) 交通安全施設整備と歩車道分離 |    |
| (2) 交通安全意識の高揚      |    |
| 4 暮らしの安全確保         | 37 |
| (1) 防犯体制の充実        |    |
| (2) 国民保護体制の確立      |    |
| (3) 消費生活の安全確保      |    |

## ■ 第4節 循環型社会の形成

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 廃棄物処理対策の推進         | 38 |
| (1) ごみの減量化・再資源化の推進   |    |
| (2) 最終処分場等の方向性の検討    |    |
| (3) 市民意識の高揚          |    |
| (4) 新たなごみ処理施設への円滑な移行 |    |
| 2 地球環境の保全            | 40 |
| (1) 地球温暖化対策の推進       |    |
| (2) 新エネルギーの導入        |    |
| (3) 環境保全意識の高揚        |    |
| (4) 公害防止体制の推進        |    |



# 1 自然環境の整備

## 現状と課題

市域の60%を占める山林は、その大部分は標高が低く、多くの動植物が生息し、豊かな自然環境を形成しています。

また、山林は、水源のかん養、土砂の流出防止、大気の浄化、安らぎ空間の創出、さらに、二酸化炭素の吸収による温暖化の抑制など、多面的な公益的機能を持っており、私たちの生活に密接に関わっています。

そこで、利用されずに放置されている集落背後地の里山を機能回復のため整備するとともに、環境林として森林を保全する必要があります。

本市のシンボルである揖保川の河川敷は、スポーツ・レクリエーション機能や親水機能を持った公園として整備を進めてきました。

今後においては、その利活用について、水と緑の空間を活かせるよう、さらに検討を進める必要があります。

新舞子浜は、瀬戸内海における貴重な自然海岸であり、海水浴、潮干狩など、保養地として親しまれています。近年、海岸の浸食が問題となっているため、引き続き養浜<sup>\*</sup>事業の推進に取り組む必要があります。

## 基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を活かした個性的で魅力ある自然環境の保全と整備に努めます。

## 施策の展開

### (1) 山林の整備

多様な生物が生息し、市民が自然と触れ合う自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を推進します。

また、保水や洪水緩和、さらには自然の水質浄化により良質な水源を将来にわたって確保していくため、環境林としての山林整備を推進し、急傾斜地などの危険箇所においては、事業主体である兵庫県と協力し、崩壊防止施設等の整備に努めます。

### (2) 河川環境の保全と活用

河川の自然環境の保全や揖保川の自然を活かした河川敷公園の利活用について、市民と協働して検討を進めます。

また、災害に強い河川敷公園の整備に努めます。

### (3) 海岸環境の保全と整備

関西随一の遠浅海岸として優れた自然海岸を有する新舞子浜の干潟保全のため、河口浚渫や養浜<sup>\*</sup>事業が早期に実施できるよう、引き続き事業主体である兵庫県に要望していくとともに、事業完了後の潮流による砂の流出や動植物の生態系に及ぼす変化を注視しています。



潮干狩りで賑わう新舞子浜

## 2 緑化の推進

### 現状と課題

市民の快適な生活環境へのニーズが年々高まる中、潤いのある生活空間の創造には、市街地における緑化の推進や優れた景観の保全が求められています。このため、公共施設においては、緑化面積の確保に努め、周辺環境と一体となった景観づくりを推進しています。

また、花と緑で潤う快適なまちづくりを目指し、緑化推進を担う市民組織の活動を支援するとともに、沿道の緑化に努めています。

今後、市街地における開発や人工的な土地利用等により緑を損なわないよう、市民と協働した緑化施策の推進が求められています。

### 基本方針

市民とともに緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。

### 施策の展開

#### (1) 生活環境の緑化

花と緑の協会など、市民で組織する緑化団体の緑化活動を支援するとともに、市民へ花の種子や苗木を配布するなど、花と緑のまちづくりの推進に努めます。

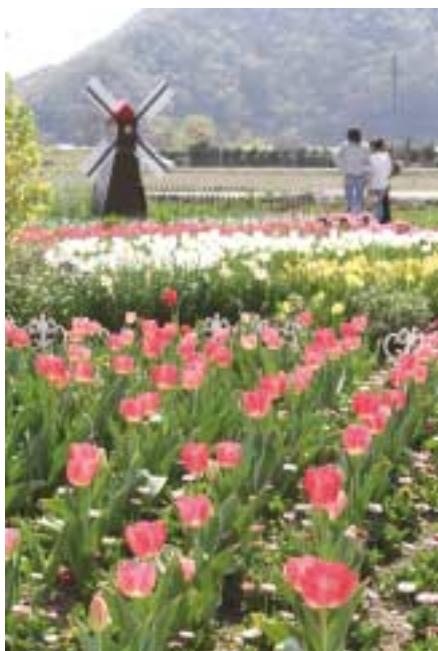
また、沿道のオープンスペースの緑化推進のため、自治会等の市民団体の協力のもとに花いっぱい運動を展開し、美しいまちづくりに努めます。

#### (2) 公共施設等の緑化

道路や公園等の公共施設においては、より多くの緑地の確保に努めるとともに、大規模工場等の特定施設敷地における緑化を促進します。

#### (3) 緑化意識の啓発

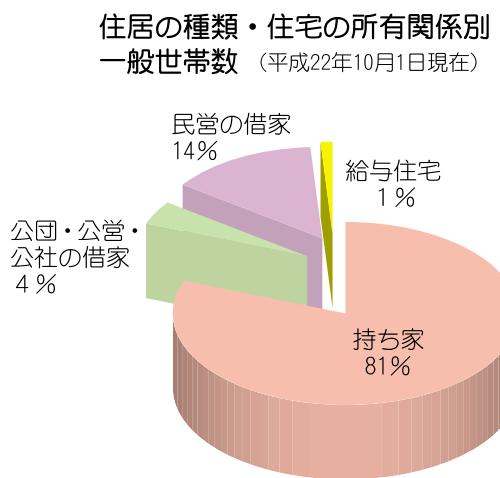
花と緑の協会や緑化推進団体の育成を図るとともに、オープンガーデンや花づくり講習会等を実施し、市民に対する緑化意識の啓発に努めます。



オープンガーデン

# 1 住宅の供給

## 現状と課題



平成22年国勢調査では、本市の持ち家率は81%、借家率は19%となっています。借家のうち、公営住宅は、市営住宅746戸、県営住宅294戸と充足しているものの、老朽化した住宅への対応が課題となっています。

老朽化した住宅に対応するため、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた修繕を推進する必要があります。

また、高齢社会に対応するため、住宅内のバリアフリー<sup>\*</sup>化を推進する必要があります。

一方、本市の持ち家率は都市部に比べて高いものの、持ち家を取得することは人口が定着するための大きな要因ともなることから、土地区画整理事業を軸とした面的整備と併せて良質な住宅の整備・誘導に努める必要があります。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓に基づき、住宅の耐震性を高める必要があります。

## 基本方針

市営住宅については、需要に応じた適切な戸数の供給を行うとともに、老朽化した住宅については、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>に配慮した改修や改築を計画的に行うなど、誰もが安心して生活することができる住宅の供給に努めます。

また、融資制度の活用促進などにより、個人住宅の建設・改善を促進します。

さらに、簡易耐震診断<sup>\*</sup>を推進し、住宅の耐震性向上を支援します。

## 施策の展開

### （1）公営住宅の整備

住宅に困窮する市民の居住の安定を図るために、住宅マスタープラン・長寿命化計画を策定し、需給バランスのとれた市営住宅の管理運営を行います。

また、既存の市営住宅については、適正な管理を行うとともに、老朽化した住宅については、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>に配慮した改修や改築を計画的に行います。

さらに、管理戸数の適正化を進める中で、戸建市営住宅については、譲渡処分を実施します。

### （2）住宅取得の支援

市民の住宅建設や住宅購入を支援するため、住宅金融支援機構・県民住宅ローン・たつの市勤労者住宅資金融資制度などの住宅取得支援制度の有効活用を促進します。

また、良好な居住環境を作るため、建築協定<sup>\*</sup>や地区計画などの規制誘導を図ります。

さらに、都市基盤が整備された播磨科学公園都市への居住促進を図るため、兵庫県企業庁の宅地分譲等について支援します。

### （3）耐震対策の支援

災害に強く、安心して生活できる住宅とするため、簡易耐震診断<sup>\*</sup>を推進するとともに、兵庫県事業である「わが家の耐震改修促進事業」との連携を図ることにより、耐震化率向上に向けた意識の啓発に努めます。

また、将来の災害への備えのための「兵庫県住宅再建共済制度」へのさらなる加入促進に努めます。

## 2 都市公園の整備

### 現状と課題

本市には、市民の憩いの場として、57か所 123.87haの都市公園が整備されています。その内、主に住宅地に配置されている街区公園<sup>\*</sup>は、45か所 12.58haの整備が終了しておりますが、引き続き、平成21年度に策定した「たつの市緑の基本計画」の整備目標及び配置方針に基づき、都市公園を整備していく必要があります。

また、街区公園<sup>\*</sup>や開発公園<sup>\*</sup>などの地域住民に身近な公園は、地域住民と協働して、適切な維持管理を推進する必要があります。

### 基本方針

多様化した市民のニーズに応えるため、スポーツや健康増進の場、歴史文化を学べる場として、また災害時の一時避難所となるよう、都市公園の計画的整備に努めます。

また、自然緑地や歴史文化施設などと連結する緑のネットワークの形成を図ります。

### 施策の展開

#### (1) 住区基幹公園の整備

緑の基本計画に基づき、土地区画整理事業など他事業と連携し、街区公園<sup>\*</sup>、近隣公園<sup>\*</sup>、地区公園<sup>\*</sup>を歩いて行ける範囲内にバランス良く配置するなど、市民にとって身近な公園の確保に努めます。

また、より多くの市民がより良い状態で公園を利用できるよう、公園の改修計画に基づき、適正な維持管理に努めます。

#### (2) 都市基幹公園等の整備

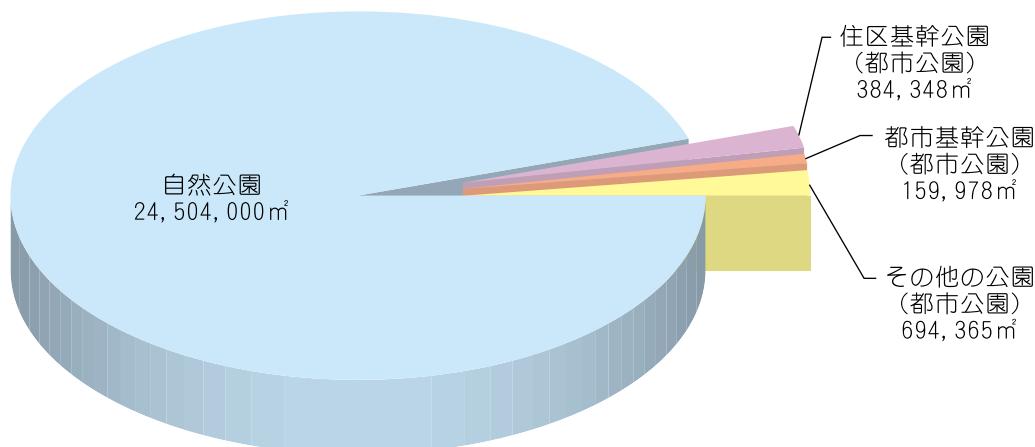
地域が有する自然や歴史、暮らしなどの特性を十分に活かした質の高い公園整備を図ります。

龍野公園については、さくらの再生事業を地域住民と協働して進めます。

また、揖保川水辺プラザなどの河川緑地の保全及び整備、もみじとつつじで有名な東山公園や御津自然観察公園（世界の梅公園）など、一年を通して市内外から多くの人が訪れる公園の適切な維持管理に努めます。

都市公園・自然公園面積

(平成23年4月1日現在)



# 3 上水道施設の整備

## 現状と課題

上水道は、良質な飲料水を安定して供給し続けることによって、安全で快適な市民生活を支えるための重要な都市基盤です。

現在、本市域における上水の供給は、龍野地域、新宮地域（光都地区は除く。）と揖保川地域（半田地区）は本市が、揖保川地域（半田地区は除く。）と御津地域は西播磨水道企業団が、光都地区は播磨高原広域事務組合が行っており、給水区域内全域に安定供給できる体制を整えています。

本市の上水道の各水源池は、主に揖保川や栗栖川の流域における地下水を汲み上げてあり、清澄で良質な水質を保っていますが、経年老朽化した上水道施設の更新整備や大規模災害時における飲料水の供給体制の確立などが課題となっています。

また、近年では、化学物質などによる水質汚濁が報告される一方、耐塩素性微生物の混入による原水の水質悪化も危惧され、より安全な飲料水を供給するための高度浄水処理施設<sup>\*</sup>の整備が急務となっています。

## 基本方針

ライフライン機能の強化を図るため、安定した水源能力の維持、安心できる上水道の整備、安全で良質な水を供給する施設の整備を推進し、水道事業の健全な経営に努めます。

## 施策の展開

### （1）上水の安定供給

水道事業の広域化に伴って、龍野地域と新宮地域の上水道施設を連結し、渇水時等における水不足に即応可能な相互送水体制の確立を目指した整備事業を引き続き推進するとともに、老朽配水管の逐次更新、配水池の建設など、事業の再編を進めます。

また、龍野地域と新宮地域において異なる料金制度の統合を進めます。

さらに、西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との協力体制の強化を図ります。

### （2）上水の水質改善

原水の水質状況に応じた的確な浄水処理を行い、国が定める水質基準を達成することはもちろん、将来にわたって利用者に「より安全でおいしい水」を供給するための高度浄水処理施設<sup>\*</sup>整備事業を推進します。



龍野浄水場

# 4 下水道施設の整備

## 現状と課題

下水道は、快適で衛生的な市民生活を支える汚水処理施設と、大雨等による浸水の被害から市民を守る雨水処理施設があり、健全な水環境を維持するために欠くことのできない施設です。

本市の汚水は、公共下水道・農業集落排水処理施設・コミュニティプラント・合併処理浄化槽により処理しており、市内全域が整備されています。

水洗化率は、90%を超えており、さらなる水洗化率の向上や、老朽化が進む汚水処理施設への対応が課題となっています。

浸水対策については、被害実績のある地域を優先的に進めています。

また、前処理場事業については、老朽化した施設の改修や脱臭設備の設置を行う必要があるとともに、維持運営には多額の経費を要するため、財源確保が大きな課題となっています。

さらに、公共下水道事業への企業会計方式の導入も課題となっています。

## 基本方針

生活環境の改善と公共用水域の水質保全、浸水被害の防除と早期解消を目指し、下水道の計画的な整備、維持管理に努めるとともに、快適で文化的な市民生活の実現に努めます。

前処理場事業については、施設の計画的な整備と併せ、処理経費の削減に努めながら、国・県へ財政支援の要望を重ねます。



龍野西浄化センター

## 施策の展開

### (1) 下水道事業の推進

下水道施設の長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新工事を実施して施設の延命化を図ります。

また、水洗化の啓発活動を継続的に実施し、未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努めます。

さらに、台風や集中豪雨時に発生する浸水被害の軽減を図り、安全で安心な市民生活を実現するため、雨水対策事業を計画的に実施します。

### (2) 前処理場の維持管理

前処理場については、長寿命化計画を策定し、老朽化した施設の改修と脱臭設備の整備を進めるとともに、処理経費の軽減に努めます。

また、原因者負担の原則をもとに、国・県への財政支援の要望を重ね、恒久的な財源確保に努めます。

### (3) 地方公営企業法の適用

下水道経営の計画性・透明性の向上のため、地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入する準備を進めます。



半田神部中央雨水幹線

# 1 防災体制の確立

## 現状と課題

阪神・淡路大震災の教訓を活かした、災害対策の基本となる「たつの市地域防災計画」を策定し、災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線の整備、危険区域を周知するハザードマップ\*の全戸配付、孤立集落対策を計画的に進めてきました。

また、自然災害の未然防止と、その被害を最小限に抑えるため、治山治水事業や急傾斜地対策事業などを推進し、災害に強いまちづくりを進めています。

さらに、地域に即応した防災訓練、防災学習を実施し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の防災意識の高揚と地域の防災力を支える人材の育成、自主防災組織の育成強化に努めています。

今後は、東日本大震災を踏まえ、東海・東南海・南海地震等を想定して、地域防災計画の巨大地震、津波対策を改訂する必要があります。

また、本市だけでは対処できない大規模災害や広域災害に備え、県内行政間の相互応援協定に加え、関西広域連合と連携の強化に努めるとともに、民間事業者等との応援協定締結を拡充することが必要となります。

さらに、引き続き、防災意識の高揚と様々な災害に対し、迅速で正確な対応ができる人材・組織の育成、災害情報の収集伝達体制の強化、防災基盤の整備等を図り、安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

## 基本方針

安全・安心なまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制を強化していくとともに、災害に強い基盤整備に努め、総合的な防災対策を推進します。

## 施策の展開

### (1) 情報伝達体制の充実

防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム（J－AＬＥＲＴ）\*の適切な管理運用を行い、災害発生時又はそのおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。

また、外出中や放送が聞こえにくい市民に対して、気象情報や避難情報など携帯電話のメール機能を利用して伝達できる「たつの防災防犯ネット」のさらなる普及に努めるとともに、ドライバーや観光客等にも配慮し、多様なメディアによる情報伝達に努めます。

### (2) 避難対策の充実

地域住民・観光客等に対し、災害時の避難所・避難経路・危険箇所等を周知するため、防災ハザードマップ\*の普及徹底、避難所案内標識等の充実を図るとともに、早めの避難情報の発表により、市民の自主的な被害軽減行動を促進します。

また、避難所となる公共施設について、耐震強度など安全性の確保を図ります。



防災行政無線（操作卓）

### (3) 自主防災組織の育成

地域に根差し重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援します。

とりわけ、自主防災組織においては、リーダーの果たす役割が大きいことから、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。

また、災害時における要援護者支援に資するための情報提供を適切に行います。

さらに、地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対するA E D(自動体外式除細動器)<sup>\*</sup>設置助成、活動助成、消防器具設置助成等を行い、地域防災力の向上に努めます。



自主防災組織による津波を想定した防災訓練

### (4) 広域連携体制の充実

市域・県域を越えた広域的な相互応援体制を充実し、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の充実を図ります。

さらに、関西広域連合においては、兵庫県が防災分野を担当することからも、その効果を最大限に享受できるよう努めます。

### (5) 危機管理体制の整備

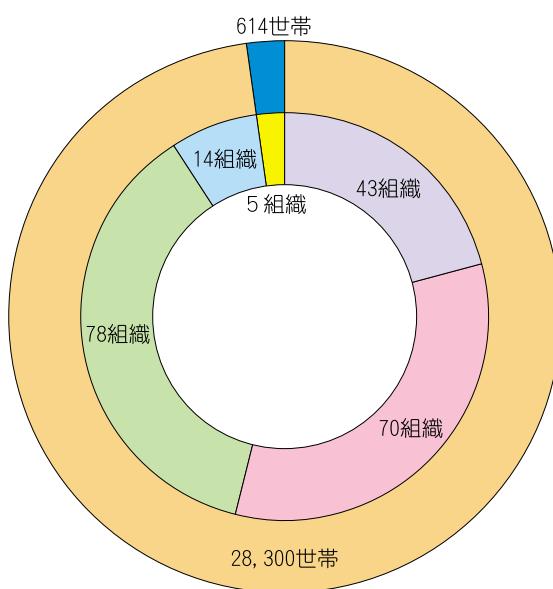
自然災害や大規模事故、突発重大事案などの対策を総合的かつ体系的に定めた「たつの市地域防災計画」について、巨大地震、津波対策などの改訂を行うとともに、複雑・多様化する事案に全庁的な危機管理体制で対応するため、全市統一的な危機管理指針及び個別マニュアルを策定します。

また、民間事業者等との応援協定締結の充実を図ります。

### 自主防災組織の状況

(平成23年4月1日現在)

- 規模別組織数(50世帯未満)
- 規模別組織数(50世帯以上100世帯未満)
- 規模別組織数(100世帯以上300世帯未満)
- 規模別組織数(300世帯以上500世帯未満)
- 規模別組織数(500世帯以上)
- 組織されている世帯数
- 組織されていない世帯数



## 2 消防・救急・救助体制の充実

### 現状と課題

市民の生命と財産の安全を確保するため、市民の防火・防災意識の高揚とレッドパトロールの充実を図りながら、予防査察の強化や消防・救急・救助業務の高度化、的確かつ迅速な対応、機材の適正配備、消防団員の確保等により、消防・救急・救助体制の一層の充実強化が必要とされています。

現在の消防体制は、1消防本部、2消防署、1分署、2出張所を配置し、消防職員は123人となっていますが、播磨科学公園都市の消防事務委託のあり方が課題となっています。また、車両については、今後も計画的に更新し、消防体制の充実に努める必要があります。

さらに、消防団においては、1団本部47分団の体制で、1,433人の団員を有し、48台の消防車両を保有していますが、消防団の活動を充実させるため、分団車庫、消防車両及び災害時における装備品等の整備並びに団員の教育訓練による消防技術及び資質の向上が課題となっています。

一方、国においては、災害や事故の複雑・大規模化及び住民ニーズの多様化に的確に対応するため、消防組織法を改正して、消防の広域化を推進しています。

本市においても、消防力の強化による市民サービス向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化を図るため、消防広域化が課題となっています。

さらに、消防救急無線のデジタル化についても消防の広域化を視野に入れ、適切に整備する必要があります。

### 基本方針

市民の生命、財産を守り、安全で安心なまちづくりを目指して、複雑大規模化する災害に対し、消防本部及び消防団の組織強化や消防施設の充実を図るとともに、地域における自主的な防災活動を推進し、市民と協働した消防・救急・救助体制の連携強化を目指します。

### 施策の展開

#### (1) 常備消防力の強化

大規模自然災害や特殊災害等に対し、的確かつ迅速に対応するため、消防隊員の教育訓練による機動力強化に努めるとともに、関係機関と連携した訓練を行い、消防体制の充実強化を図ります。

#### (2) 救急・救助業務の充実

増加する救急需要に対応するため、救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を充実させ、救命率の向上に努めるとともに、メディカルコントロール体制<sup>\*</sup>の推進により、さらなる医療機関との連携強化を図ります。

また、各種救助事案に的確かつ迅速に対応するため、救助隊員の教育訓練を充実させ、救助体制を強化します。

さらに、普通救命講習により応急手当の普及を図ります。



未来の防災救命リーダー事業（普通救命講習）

### (3) 非常備消防力の強化

消防団への加入を促進し、団員の確保と組織力の強化に努めます。

また、消防団の活動を充実させるため、消防団車庫、消防車両及び災害時における装備品の整備を行うとともに、団員の教育訓練による消防技術、資質の向上に努めます。

### (4) 消防施設の整備

災害の複雑化、多様化に対応するため、消防車両、防火水槽、消火栓、資機材等の計画的な整備を行い、さらなる消防力の強化に努めます。

また、消防救急無線のデジタル化への移行を適切に行い、消防通信体制の確立を図ります。

### (5) 火災予防の推進

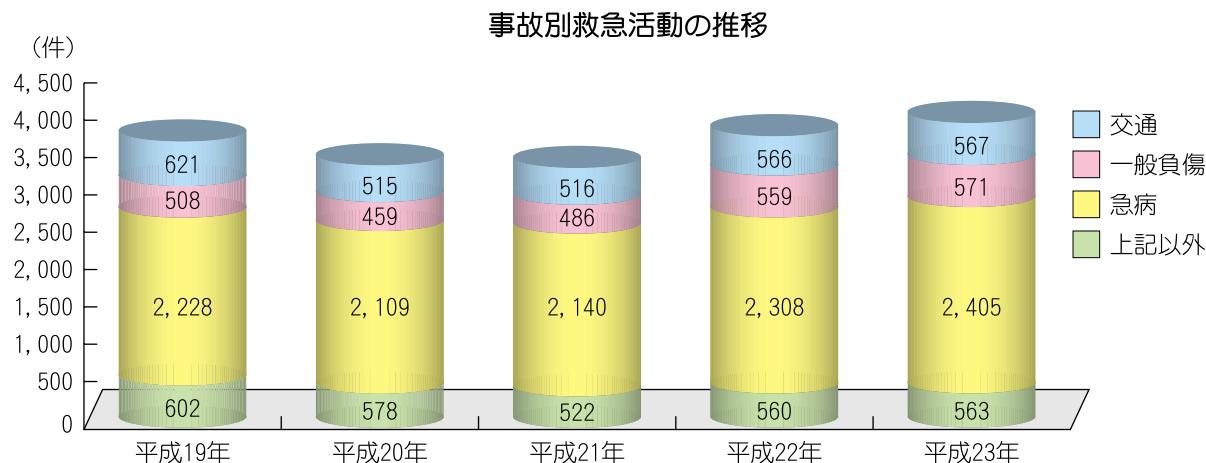
消防訓練や予防活動を通じて、市民の防火意識の高揚と住宅の防火対策を推進します。

また、防火対象物や危険物施設への予防指導を充実させ、事業所の防火管理体制の強化を図ります。

### (6) 消防事務の広域化

消防力の強化を図るため、西播磨地域における消防事務の広域化を目指します。

また、播磨科学公園都市の消防事務のあり方については、引き続き関係機関との協議を重ね、効率的・効果的な消防区域と消防体制を目指します。



| 区分   | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交通   | 621   | 515   | 516   | 566   | 567   |
| 一般負傷 | 508   | 459   | 486   | 559   | 571   |
| 急病   | 2,228 | 2,109 | 2,140 | 2,308 | 2,405 |
| 上記以外 | 8     | 20    | 15    | 20    | 30    |
| 火災   |       |       |       |       |       |
| 自然災害 |       |       |       |       |       |
| 水難   | 3     | 1     | 5     | 3     | 5     |
| 労働災害 | 50    | 43    | 37    | 51    | 41    |
| 運動競技 | 34    | 34    | 21    | 26    | 30    |
| 加害   | 27    | 23    | 22    | 21    | 28    |
| 自損行為 | 47    | 40    | 39    | 49    | 45    |
| その他  | 433   | 417   | 383   | 390   | 384   |
| 合計   | 3,959 | 3,661 | 3,664 | 3,993 | 4,106 |

# 3 交通安全対策の推進

## 現状と課題

本市における交通事故の発生件数は、依然として高い水準で推移しています。

最近の交通事故の特徴としては、高齢ドライバーによる事故の増加と自転車が関係する交通事故の増加が目立っています。

これらの交通事故を未然に防止するため、市民の交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、誰もが安全で安心して通行できる道路を目指して、施設改良や交通安全施設等の整備を推進する安全で快適なまちづくりが必要となっています。

## 基本方針

交通安全の啓発活動の充実と子ども・高齢者・障害者の安全確保に重点を置いた交通安全施設の整備に努め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。



交通安全教室

## 施策の展開

### (1) 交通安全施設整備と歩車道分離

交通弱者の安全確保を最優先に考え、引き続き交通安全総点検を実施し、カーブミラー、防護柵の設置等交通安全施設の充実に努めます。

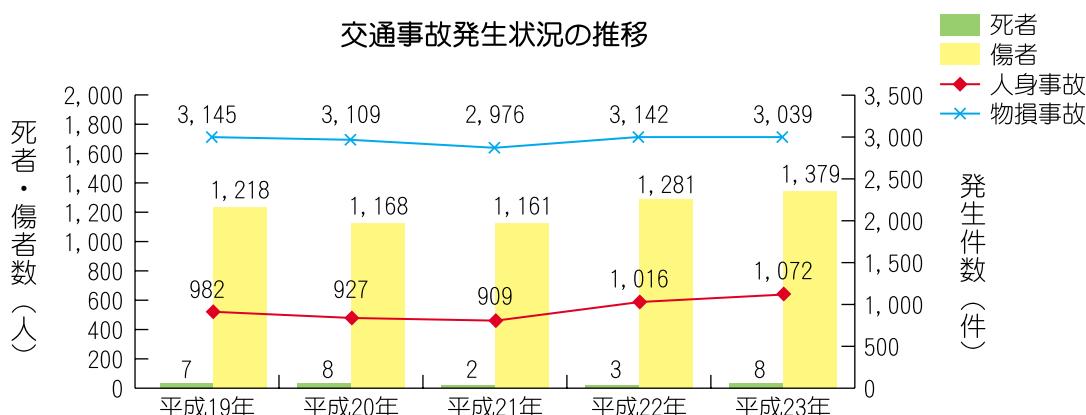
また、歩行者と自動車を分離し、スムーズな交通と安全性を確保するため、歩道設置等交通安全施設の整備を進めます。

### (2) 交通安全意識の高揚

市民・関係団体・行政が密接に連携、協力し、交通要所における立番の実施や啓発グッズ配布等による啓発活動などあらゆる機会をとらえて、積極的・継続的に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。

また、近年増加している高齢運転者の交通事故防止を目指し、運転免許を自主返納しやすい環境づくりを目指します。

さらに、警察署・交通安全協会等の協力を得て、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全教室や講習会を開催し、交通安全意識の高揚に努めます。



※数値には、太子町を含む。

# 4 暮らしの安全確保

## 現状と課題

近年の犯罪が、多様化・凶悪化・低年齢化する傾向にある中、安全で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

本市では、これまで警察署等と協力連携し、防犯情報の共有や防犯活動の連携を図るとともに、公共施設の安全対策として、不審者マニュアルの作成や防犯灯の設置を行うなど、安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。

なかでも、学校園では、子どもの安全確保のための様々な取組みが行われてあり、今後も効果的な防犯対策を検討し、着実に実行していく必要があります。

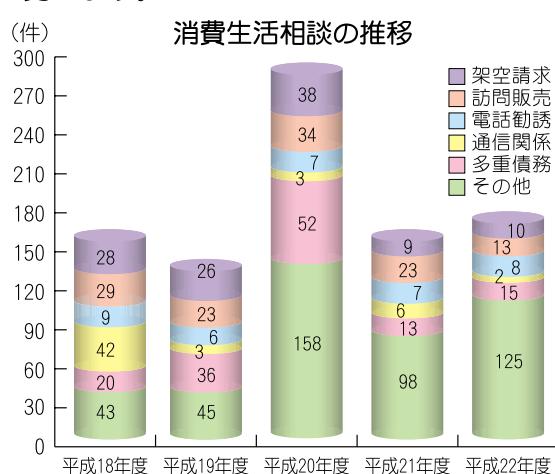
また、我が国に対する本格的な侵略事態発生の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散のおそれ、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が求められています。

日常生活においては、商品やサービスが多種多彩となり、販売方法も店頭・訪問・電話・通信・インターネット販売等、多様になり便利になった反面、悪質商法等の消費者の被害やトラブルが増加しているため、これらの情報提供や相談体制の整備を図る必要があります。

## 基本方針

市民の安全・安心上の問題点を解消し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を図るとともに、各種犯罪の抑止に努めます。

消費生活相談の推移



## 施策の展開

### (1) 防犯体制の充実

レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。

また、警察等関係機関と協力連携して、広報や回覧板等による啓発により、防犯意識の高揚を図るとともに、自助・共助・公助<sup>\*</sup>の防犯活動の充実に努めます。

さらに、情報提供については、たつの防災防犯ネット・防災行政無線等を利用した防犯情報の配信の充実に努めます。

一方、安全で安心な市民生活を確保するため、市民や事業者、警察等関係機関と協力連携して、暴力団の排除に努めます。

### (2) 国民保護体制の確立

武力攻撃事態等における武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にするため、たつの市国民保護計画に基づき、関係機関との連携強化に努め、緊急時には全国瞬時警報システム（J－ALERT）<sup>\*</sup>による迅速な情報提供などの確かな保護措置の実施により、被害の軽減に努めます。

### (3) 消費生活の安全確保

悪質な訪問販売や架空請求等の被害が深刻化している中、消費生活に関する情報提供を充実し、消費者被害を未然に防止するため、兵庫県、警察その他関係機関と連携して、消費者生活相談窓口の充実を図ります。



レッドパトロール

# 1 廃棄物処理対策の推進

## 現状と課題

本市では、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍クリーンセンターにおいて、ごみの中間処理を行っていますが、ごみ量は減少しつつあるものの、普通ごみには、多くの資源ごみや生ごみが含まれています。

これらのごみの減量化に向け、現在、市内各地で生ごみ堆肥化の実証実験が行われてあり、今後、実験結果を市民、事業者に周知するとともに、出前講座や子どもの頃からの環境教育等にもなお一層力を入れることが必要となっています。

また、ごみの減量化、資源ごみの分別徹底、資源循環型社会<sup>\*</sup>の構築を目指し、再生資源集団回収団体への奨励金交付及び家庭不用品交換事業を実施しています。

今後とも、消費生活の多様化、産業の高度化等により、ごみ質の多様化が予想されるため、循環型社会の構築に向け、市民一人ひとり・各事業所が、ごみの減量化・再資源化に取り組むよう、より一層の意識啓発が必要となっています。

また、平成25年度から、新宮地域のごみの中間処理は、にしはりま環境事務組合において行うこととなっており、円滑な移行が求められています。

たつの市一般廃棄物最終処分場においては、市内全域の家庭から発生する不燃ごみを受け入れていますが、残余容量が減りつつあるため、長期的かつ安定的な処分方法を検討することが必要となっています。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍衛生処理場で処理していますが、下水道の普及により、処理量は年々減少しています。

## 基本方針

市民・事業者・行政が一体となって、さらなるごみの減量化・再資源化、資源循環型社会<sup>\*</sup>の確立に取り組むとともに、長期的かつ安定的なごみ処理に向け検討していきます。

## 施策の展開

### (1) ごみの減量化・再資源化の推進

家庭や事業所で生ごみの減量化・堆肥化が容易に実践できるよう、様々な生ごみ堆肥化の実証実験結果を取りまとめて広く周知します。

資源ごみのさらなる分別徹底のため、家庭ごみの分別排出及び再生資源集団回収運動の積極的な利用等を呼びかけ、資源化率の向上を目指します。

また、たつの市ごみ減量化推進会議や各種団体とも連携を強化し、5R (Reduce (ごみになるものを減らす)、Reuse (繰り返し使う)、Recycle (資源に戻して再利用する)、Repair (修理して長く使う)、Refuse (不要なものは受け取らない)) 活動を推進し、資源循環型社会<sup>\*</sup>の構築を目指します。

### (2) 最終処分場等の方向性の検討

不燃ごみを長期的かつ安定的に処分するため、最終処分場の今後の方向性について検討します。

### (3) 市民意識の高揚

自然環境に恵まれた本市の美しい生活環境を守り、不法投棄を防止するため、事業者、各種団体、行政が連携して啓発活動及びクリーン作戦等を行います。

また、兵庫県動物愛護センターと協力し、愛玩動物の飼育マナーの向上に努めます。

### (4) 新たなごみ処理施設への円滑な移行

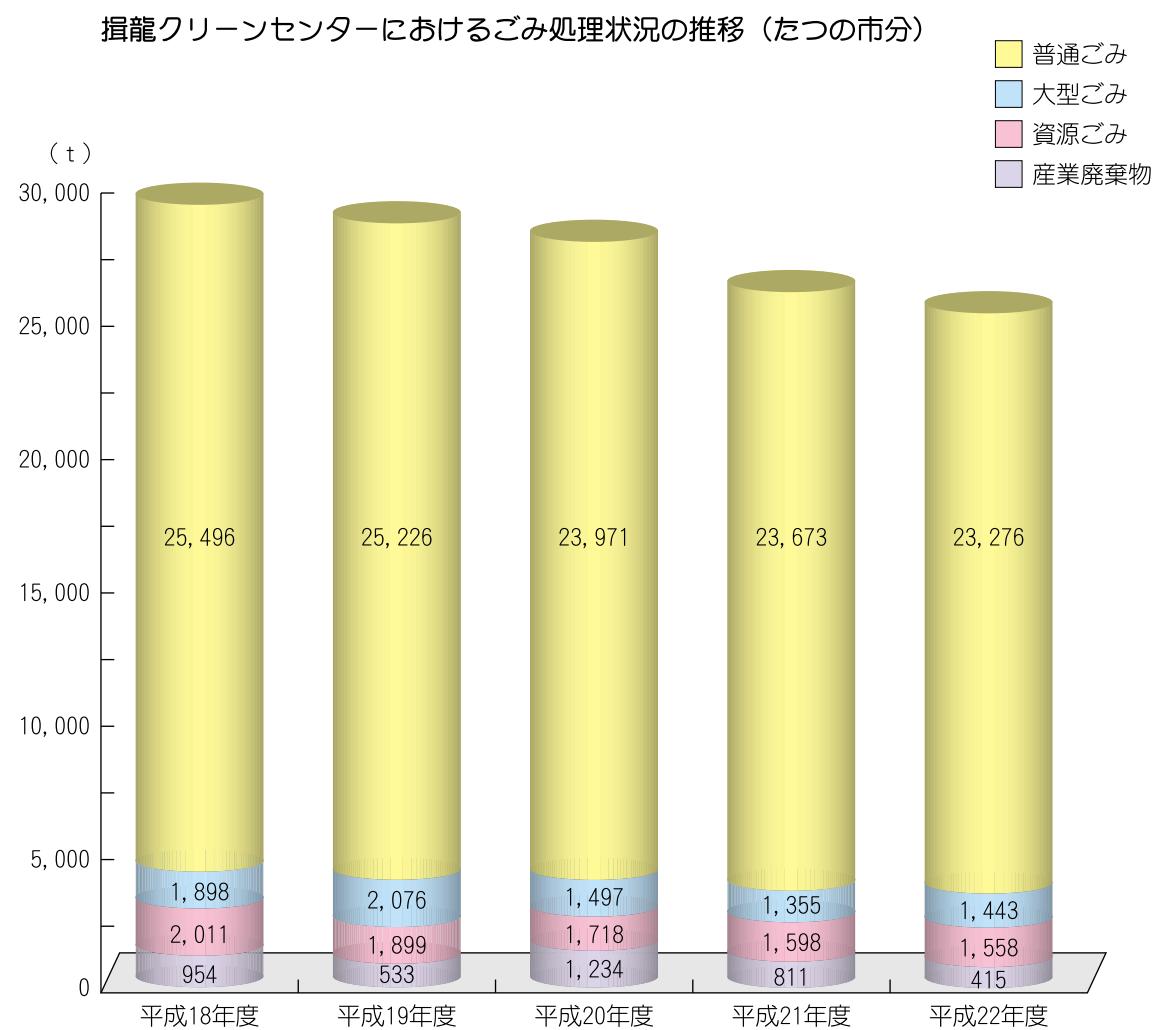
平成25年4月からにしはりま環境事務組合のごみ処理施設が稼働するため、新宮地域のごみ処理が同事務組合での処理へ円滑に移行できるように努めます。



揖龍クリーンセンター（エコロ）  
(揖龍保健衛生施設事務組合)



ごみ処理施設のイメージ図  
(にしありま環境事務組合)



## 2 地球環境の保全

### 現状と課題

従来、環境問題については、騒音・振動・悪臭の防止など、一定地域内における生活環境の保全を主眼とした対応が重要視されてきました。しかし、大量採取・大量生産・大量消費・大量廃棄という社会・経済活動を続けてきた結果として、地球温暖化などの地球環境の悪化を招いています。今後は、地球温暖化を環境問題として捉え、市民・事業者・行政が一体となって、温室効果ガス<sup>\*</sup>の発生を抑制するとともに、新エネルギー<sup>\*</sup>の導入について検討する必要があります。

現在、本市では企業への公害除去施設の設置費等の融資の斡旋、さらには、自動車騒音測定機器や大気常時監視機器による環境監視を行っています。

このほか、環境教育として「たつのこどもエコクラブ事業」を展開していますが、市民一人ひとりの環境保全に対する意識をより一層高揚させる必要があります。

### 基本方針

身近な地域の環境を守ることが、地球全体の環境を守ることにつながるという考えに立って、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。



こどもサイエンスひろば  
(小型風力発電装置の製作)

### 施策の展開

#### (1) 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガス<sup>\*</sup>の発生を抑制し、地球温暖化防止に取り組みます。

また、「たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会」と連携し、より市民に身近な立場から、エコドライブの実践など日常生活の中で地球温暖化防止につながる具体的な取組みについての啓発活動を推進します。

#### (2) 新エネルギーの導入

市内住宅の太陽光発電普及の支援を行うとともに、公共施設への導入を推進します。

また、市民や事業者に対しては、新エネルギー<sup>\*</sup>の有効性の啓発活動を引き続き実施します。

さらに、「こどもサイエンスひろば」では、風力・太陽光発電等の実験を行い、新エネルギー<sup>\*</sup>への理解を促します。

#### (3) 環境保全意識の高揚

市内の小学生（4～6年生）で構成される「たつのこどもエコクラブ」においては、森林探索・水生生物調査など、自然とのふれあいの中で、郷土が有する豊かな環境を守る環境教育に取り組みます。

また、自然保護活動等の環境保全に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報等により環境保全意識の高揚に努めます。

#### (4) 公害防止体制の推進

公害の発生を未然に防止するための監視活動や啓発活動を継続して行います。

また、必要に応じて、企業への公害除去施設の融資の斡旋を行うことにより、公害発生の防止に努めます。

「たつのこどもエコクラブ」の活動



水生生物調査



エネルギー環境学習



森林体験



酸性雨調査